

第29号議案

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条第9号の規定により、別紙のとおり提出します。

平成23年8月25日

教育長 田原 博明

提出の理由

京都府立豊学校高等部の学科新設に伴い、関係する規則について、所要の改正を行うものである。

京都府教育委員会規則第 号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表京都府立聾学校の項中「被服科」を「被服科 京都アート科 情報科」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第3号）の一部改正案 新旧対照表

現 行				改 正 案							
第2条 京都府立の特別支援学校に、次の表に掲げる分校、部・科及び学科を設置する。				第2条 京都府立の特別支援学校に、次の表に掲げる分校、部・科及び学科を設置する。							
学校名	分校		部及び 科	学 科	学校名	分校		部及び 科	学 科		
	名称	位置				名称	位置				
京都府立豊学校			(略)		京都府立豊学校			(略)			
										小学部	
										中学部	
										高等部	普通科 産業工芸科 デザイン科 染色科 被服科
			(略)				(略)				